~個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受領される団体の皆様へ~

福岡県

日頃は、県政にご協力いただきありがとうございます。

平成20年度の地方税法改正により、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、都道府県・市町村の条例で指定されたものについて、個人住民税の寄附金控除(税額控除)が適用できることとなりました。

福岡県では、個人県民税の寄附金控除の適用の対象となる寄附金として、福岡県県税条例において、次のものを指定しています。

| 区分 | 条件 |
|------------------------|------------------------------|
| 指定寄附金(財務大臣が指定する寄附金) | |
| 特定公益増進法人への寄附金 | 福岡県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 |
| 認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人、特 | に限る。 |
| 例認定NPO法人)への寄附金 | |
| 認定特定公益信託の信託財産とするための支出 | 福岡県知事又は福岡県教育委員会の所管に属するものに限る。 |
| 上記に掲げるもの以外 | 福岡県内に従たる事務所を有し、県民の福祉の増進に寄与す |
| | るものとして規則で定めるもの。 |

寄附金を受領される場合は、寄附金控除の制度が円滑に運営されるよう、次の点についてご協力をお願いいたします。

1 寄附をされた方への周知について

貴団体に寄附をされた個人の方で、寄附をされた年の翌年の1月1日現在、福岡県内に住所を有する方は、 所得税の確定申告を行えば、所得税及び個人県民税の寄附金控除の適用が受けられます。

なお、寄附をされた方の住所地の市町村が、貴団体を条例により寄附金控除の対象に指定している場合は、 併せて個人市町村民税の寄附金控除の適用が受けられます。

寄附をされた個人の方に、『寄附をされた方向けのお知らせ』、『手続きの流れ (イメージ)』等を交付するなどして周知をお願いします。

2 寄附金を受領した場合の寄附金受領証明書(領収書)の交付について

寄附金を受領した場合は、寄付者に対し次の①から⑥の事項を記載した寄附金受領証明書(領収書)を交付して下さい。

- ① 寄附者の住所 ② 寄附者の氏名 ③ 受領した寄附金の額 ④ 寄附金を受領した年月日
- ⑤ 貴団体の所在地 ⑥ 貴団体の名称

3 寄附者名簿の作成、送付について

福岡県内に住所を有する個人の方から寄附金を受領した場合は、寄附者の住所・氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧(以下**『寄附者名簿』**といいます。)を暦年ごとに福岡県内の市区町村別に作成して下さい。

作成した寄附者名簿は、各市町村の住民税担当課に寄附金を受領した年の翌年3月15日までに送付していただきますようお願いいたします。(県への送付は必要ありません。)

(注) 寄附者名簿の市町村への送付は法令において定められているものではございませんが、寄附をされた方の個人住民税からの寄附金控除を円滑に行うために必要ですので、ご協力をお願いします。

4 その他

貴団体が所得税法施行令第217条第1号の2又は第4号に規定する法人の場合は、貴団体が**『特定公益増進法人である旨の証明書の写し』**を寄附者に交付して下さい。